

○飛行場勤務に関する達

昭和35年1月21日 航空自衛隊達第3号(90)

航空幕僚長 空将 源田実

改正 昭和36年9月22日 航空自衛隊達第57号 昭和57年9月22日 航空自衛隊達第24号

昭和41年3月5日 航空自衛隊達第4号 平成18年3月24日 航空自衛隊達第14号

昭和45年1月26日 航空自衛隊達第3号 平成20年6月3日 航空自衛隊達第23号

飛行場勤務に関する達を次のとおり定める。

飛行場勤務に関する達

(目的)

第1条 この達は、基地業務のうちの飛行場勤務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(飛行場勤務)

第2条 この達における飛行場勤務とは、飛行場の運用及び航空機の運航支援に関する業務をいい、飛行場勤務を担当する飛行部隊長（以下「飛行部隊長」という。）が実施する。

(飛行場運用規則)

第3条 飛行部隊長は、飛行場勤務に関し飛行場運用規則を定めるものとする。

2 飛行場運用規則には、通常次の事項を含むものとする。

- (1) 飛行場勤務を実施するための組織及び機能に関すること。
- (2) 飛行場勤務に関係ある部隊及び機関の勤務要領に関すること。

- (3) 飛行場運用委員会に関すること。
- (4) 局地飛行運用に関すること。
 - ア 局地飛行空域及び場周経路
 - イ 計器出発及び進入の方式
 - ウ えい航標的及び増加燃料タンクの投下区域及び投下法
 - エ 夜間飛行要領
 - オ 局地におけるその他の特別な飛行の方式
 - カ モビール コントロール ユニット
 - キ 航空機の地上滑走及び飛行場内の車両運行(航空機の点検のため
の方式を含む。)
 - ク 航空機の停留区域
 - ケ 着陸拘束装置(バリア)
- (5) 飛行場勤務に係る通信に関すること。
- (6) 飛行場の灯火及び照明に関すること。
- (7) 飛行計画及び飛行承認に関すること。
- (8) 飛行場勤務に関する当直勤務
- (9) 外来機に関すること。(航空機の誘導、繫留、整備及び警備ならび
に人員の宿泊、給養及び輸送等を含む。)
- (10) 空中輸送業務に関すること。
- (11) 飛行場の使用、維持及び管理に関すること。
- (12) 救難に関すること。

- (13) 航行中の航空機に気象に関する勧告を行う場合の方式（通信経路を含む。）に関すること。
- (14) 飛行場勤務に関する報告及び記録に関すること。
- (15) その他飛行場勤務に関する必要な事項

3 飛行部隊長は、次の各号に掲げる協定書等を飛行場運用規則に準じて整理するものとする。

- (1) 航空交通管制業務に関する局地管制方式（LOP）中必要な協定書（緊急発進帰投方式（SARP）を含む。）
- (2) 気象業務に関する協定書
- (3) その他飛行場における飛行運用に必要な協定書等（飛行場運用規則の制定手続）

第4条 飛行場運用規則の制定手続は別に定めるところによる。

（飛行場勤務隊長の業務）

第5条 飛行場勤務隊長は、通常次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 飛行場及び飛行状態の監視
- (2) 指揮下でない飛行場勤務を担当する部隊に対し飛行場勤務に関する事項の統制並びに調整
- (3) 飛行計画作成のために必要な図書及び印刷物等の準備
- (4) 飛行計画の点検及び同計画について操縦者に対する助言
- (5) 飛行に危険を及ぼすおそれのある気象状態について操縦者に対する勧告

- (6) 委任された飛行承認権の行使
- (7) 飛行計画航空機の位置報告その他必要な航空機の運航に関する飛行通報等の関係部隊又は機関への伝達
- (8) 飛行場の状態並びに出発及び到着航空機に関する情報の展示
- (9) ノータムの取扱い
- (10) 空中輸送（ただし、輸送業務担当部隊又は機関等の行なうものを除く。）
- (11) 外来機の支援
- (12) 航空事故の場合の救難に関する処置
- (13) 安全に必要な図書及び印刷物等の準備
- (14) 時間超過機（Overdue aircraft）又は行方不明機（Missing aircraft）等に対する処置
- (15) 運航に関する統計及び記録
- (16) その他飛行部隊長から命ぜられた事項
(飛行場勤務隊長の資格)

第6条 飛行場勤務隊長は、航空機の運航に関する達（平成19年航空自衛隊達第29号）第61条第1号アに該当する者をもつて充てるものとする。

(飛行場当直幹部)

第7条 飛行部隊長は、基地所在部隊所属の操縦者を、飛行場当直幹部の勤務に服務させるよう措置するものとする。

2 飛行場当直幹部は、通常の勤務時間外において飛行場勤務隊長に代わり第5条の業務を行なうものとする。

- 3 飛行部隊長は所要に応じ飛行場当直幹部を通常の勤務時間内においても当直に服務させ、飛行場勤務隊長の業務の一部を分担させることができる。
- 4 飛行場当直幹部の勤務は、通常日直とする。

第8条 削除

(飛行場運用委員会)

第9条 飛行部隊長は、飛行場における飛行運用を有効適切に実施するための調整機関として飛行場運用委員会を設置するものとする。

- 2 委員会は、飛行場勤務隊長、施設隊長、管制隊長、気象隊長、飛行を実施する部隊の運用担当者その他飛行部隊長の指名依頼に基づき当該部隊長の命じた者及び必要な場合は、部外機関の代表者等の参加を求めて構成するものとする。
- 3 飛行部隊長が、飛行場運用規則等を定めあるいは変更する場合は、委員会にはかるものとする。
- 4 その他委員会の運営については、飛行部隊長が定める。

(部外機関との調整)

第10条 飛行部隊長は、飛行場勤務に関し現地における部外機関の長等と調整ができない場合はその旨を航空幕僚長（運用支援課長気付）に上申するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和35年1月21日から施行する。

2 この達の施行をもつて飛行場の勤務等に関する達（昭和32年航空自衛隊達第43号）を廃止する。

附 則（昭和36年9月22日航空自衛隊達第5号）

この達は、昭和36年9月22日から施行し、（中略）昭和36年7月15日から適用する。

附 則（昭和41年3月5日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年1月26日航空自衛隊達第3号抄）

1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月22日航空自衛隊達第24号）

この達は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成20年6月3日航空自衛隊達第23号抄）

この達は、平成20年6月23日から施行する。